

## 資料 4 平成 17 年度問題事例所管ヒアリング調書

担当課	生活環境部市民生活課	対応日	H18.4.
件名	石狩市民憲章検討会の設置及び公募委員の募集にかかる市民参加手続について		
<p>&lt;経緯・経過&gt;</p> <p>この検討会は、合併後の新市の理念やシンボルなどを検討するために設置されたものであるが、所管課において審議会等に該当しないものと判断したものである。</p> <p>そのため、H18年度第1回目の会議の公表をしなかったり、公募委員の募集を広報のみで半月間の募集とするなど、市民参加手続運用マニュアル（以下、マニュアルという）に定める手続を適切におこなっていなかった。</p>			
<p>&lt;担当課所見&gt;</p> <p>この検討会は、市民憲章、市花、市木、市鳥について、いわゆるワークショップのようなグループ討議を併用してゼロからの検討をしてもらうため、審議会等に該当しないものと判断し、市民参加担当への連絡は行わなかった。また、一般公募に関しては、広報11月号にて募集を行ったが応募がなかったものである。</p> <p>結果として市民参加手続が必要であるにも関わらず行わなかったことは手続の不備であり、内部判断をする前に市民参加担当と協議をすべきだった。</p>			
<p>&lt;市民参加担当課所見と今後の対応&gt;</p> <p>本条例で「審議会等」とは、市の機関に置かれる合議制組織でそのメンバーに市職員以外の者が含まれるもののうち、市の機関から依頼された特定のテーマについて調定、審査、審議、調査等を行ったり意見を述べるなどの役割を担うものとしており、当該検討会においては、市から依頼されたテーマについて検討を行い、最終的に市長に意見具申を行うことから、審議会等に該当するものと判断される。また、マニュアルで審議会等の委員の公募方法は市民参加手続の公表に準じた方法で周知を図ることとしていることから、原則1ヶ月間、広報・ホームページ・あいボード等により周知する必要があった。</p> <p>今回の問題は、審議会とワークショップの区分が不明確であったことによって、その後の市民参加手続が適切に行われなかったものと考えられる。</p> <p>今後の対応としては、審議会等の基準を下記のとおりとし、審議会を所管する担当課に周知を図るとともに、引き続き市民参加制度に関する職員研修を定期的に行っていくこととする。</p> <p><b>審議会等の区分</b></p> <p>審議会等・・・行政活動に広く市役所外部の知見をいかすための会議で、任命・委嘱等によりメンバーを固定し、報酬や謝金を支払うもの。</p> <p>ワークショップ等・・・行政活動に広く市役所外部の知見をいかすための会議であることは変わらないが、メンバーは自由参加で固定はしない、又はメンバーが無償で参加するもの。</p>			

担当課	-	対応日	-
件名	審議会等の会議予定の公表遅れについて		
<p>&lt;経緯・経過&gt;</p> <p>条例第14条第2項の規定によって、公開でおこなわれる審議会等は、あらかじめその予定を公表することになっているが、公表期間が3日と短い事例が2案件あった。</p>			
<p>&lt;担当課所見&gt;</p> <p>H17年10月以降、公表事務を市民参加担当で一元的におこなう事となったが、このことが徹底されておらず、所管課からの情報提供が遅れた。</p>			
<p>&lt;市民参加担当課所見と今後の対応&gt;</p> <p>公表事務の一元化については、これまでも庁内メールを通して、周知徹底を図ってきており、情報提供の遅れは減少している。今後は、さらに周知徹底を図り、所管課からの情報遅れを無くする。</p>			

担当課	-	対応日	-
件名	議事録の公表遅れについて		
<p>&lt;経緯・経過&gt;</p> <p>市民参加運用マニュアルに基づき、議事録の作成は「概ね1ヶ月以内」に行うこととしている。しかし、H17年度では1ヶ月を越える事例が12案件あった。</p>			
<p>&lt;担当課所見&gt;</p> <p>議事録の作成が遅れた理由として、会議の開催が業務多忙や人事異動の時期と重なったことにより、議事録作成に時間を要したこと、審議時間の延長などにより議事録の作成により議事録作成に時間を要したこと、委員の都合などにより議事録の確認や確定に時間を要したことによるものであった。</p>			
<p>&lt;市民参加担当課所見と今後の対応&gt;</p> <p>H18年5月に「審議会等ガイドライン」(別紙参考資料)を作成したことから、今後はこのガイドラインに基づき、原則、次に開催される審議会で議事録の作成方法及び確認方法並びに確定方法などのルールを各審議会で決めることになっている。なお、各審議会で決めたルールは決定後速やかに市民参加担当に報告することになっている。</p>			